

令和6年度常陸大宮市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市の耕地面積は、4,230haで、このうち水田面積が2,425haと全体耕地面積の57%を占めており、その約53%がコシヒカリを中心とした主食用米の作付が行われている。

また、転作作物としては、主に飼料用米であるが、営農組合による麦、大豆の土地利用型作物も栽培されている。

一方、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴い、不作付地の拡大が進むとともに耕作放棄地が急激に増加している。

今後は、耕作放棄地の解消に向け、農地の集約化や農業生産基盤の計画的な整備を図るとともに、農業を支える意欲ある担い手や新規就農者などの確保・育成を進める必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農家の高齢化により農家戸数は減少傾向にあり、この状態が続けば耕作放棄地が拡大し地域の農業が衰退する恐れがある。このような状況にならないため、主食米から高収益作物等への転換、野菜等については少量多品目生産による道の駅等への販売、需要が伸びている花き・花木、低コストの取り組みによる新市場開拓用米、飼料用米等の収益力向上に向けた取り組みの拡大を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

高齢化による農業委託が増加傾向で、現在の担い手等の面積拡大は難しい状況にあり産地維持のため一部の地域で基盤整備を行い担い手育成に取り組む。地域の実情から畑地化については難しいので、水田機能を保持したまま取り組める飼料用米等での転換を関係機関と図る。

また、営農組合等に対して、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地については、水稻と転換作物とのブロックローテーションの構築について取り組みを検討する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

コシヒカリや特別栽培米「奥久慈の恵・うまかっぺ」を中心に安心安全でおいしい米作りを推進し、売れる米作りの徹底により農業者の経営の安定化を進める。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向等を注視し、県優先枠の範囲内で畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、水田フル活用の基幹作物として作付拡大を推進する。

また、飼料用米の生産拡大に当たっては、国からの産地交付金を活用した多収品種の導入等生産性向上の取組みを図り、農業者の所得向上と低コスト化、団地化を推進する。

イ 米粉用米

米粉用米については、実需者との契約が前提となるので、受け入れ数量が増えるよう実需者と連携を図る。

また、生産農家が増えるよう、制度の周知や取組農家からの情報発信等について推進する。

ウ 新市場開拓用米

各種補助事業を活用し、農業者の組織化や輸出提携先と農業者とのマッチング支援、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備等の導入支援を進めるとともに、物流コスト低減試験の実施等、生産性向上を推進し、米輸出の産地体制づくりを支援する。

エ WCS 用稲

契約した畜産農家と継続して取組みを推進するとともに自家利用としての取組みを推進する。

また、国からの産地交付金を活用した生産性向上のための取組みとして多収品種の導入、団地化を推進する。

オ 加工用米

畑作物の導入が困難な排水不良田を中心に作付を推進するとともに、全国集荷団体等を通じた複数年契約を拡大し、安定した供給先を確保する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、畑作における土地利用型作物として水田営農の確立に向けた取組みを推進する上で欠くことのできない作物である。集落営農での作付けを中心に推進し、湿害を回避するための排水対策の実施、機械の導入による省力化、団地化、二毛作など生産性向上を図り作付けの拡大を図る。飼料作物は、地元畜産農家との連携及び自家利用としての取組み、二毛作を推進することにより需要先を確保し、飼料自給率向上につながる取組みとして作付拡大を図る。

(5) そば、なたね

そばは、湿害に弱いことから排水対策や排水条件が良い水田を選ぶなど適地適作、二毛作を推進し、作付け拡大を図る。

なたねは、地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持・拡大を図る。

(6) 高収益作物

ア 野菜

「奥久慈ねぎ」、「奥久慈なす」、「れんこん」、「かぼちゃ」等を振興品目として作付拡大を図る。

イ 花き・花木

花きの「トルコギキョウ」等や枝物生産として「ハナモモ」や「やなぎ類」の作付拡大を図る。

ウ 果樹

柿、栗等の作付を推進して、不作付地の減少を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,089.3		1,088.9		1,107.7	
備蓄米						
飼料用米	244.0		259.0		261.0	
米粉用米	0.4		0.7		1.2	
新市場開拓用米	3.9		4.0		4.4	
WCS用稲	2.8		2.8		3.2	
加工用米	0.9		0.9		0.9	
麦	18.8		19.4		20.4	
大豆	2.2	2.1	4.2	2.3	4.5	2.7
飼料作物	48.4	0.1	38.5	0.3	40.0	0.5
・子実用とうもろこし						
そば	3.0	1.2	3.1	1.4	4.6	1.8
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	7.4		8.8		9.2	
・野菜	1.6		2.3		2.5	
・花き・花木	5.8		6.4		6.6	
・果樹			0.1		0.1	
・その他の高収益作物						
畑地化	10.8		10.8		10.8	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米 WCS用稲 ※基幹作のみ	飼料用米・WCS用稲の生産性向上等の取組への助成	・飼料用米、WCS用稲の作付面積（ha）	（令和５年度）246.8ha	（令和６年度）261.8ha （令和７年度）262.8ha （令和８年度）264.2ha
			・飼料用米の多収品種導入割合（％）	（令和５年度）59.0％	（令和６年度）67.5％ （令和７年度）68.0％ （令和８年度）68.5％
2	新市場開拓用米 米粉用米 ※基幹作のみ	新市場開拓用米・米粉用米の生産性向上等の取組への助成	・新市場開拓用米の作付面積（ha）	（令和５年度）3.9ha	（令和６年度）4.0ha （令和７年度）4.2ha （令和８年度）4.4ha
			・米粉用米作付面積（ha）	（令和５年度）0.4ha	（令和６年度）0.7ha （令和７年度）0.9ha （令和８年度）1.2ha
3	飼料用米 WCS用稲 ※基幹作のみ	新規需要米団地加算	新規需要米団地化面積（ha）	（令和５年度）148.0ha	（令和６年度）150.8ha （令和７年度）151.5ha （令和８年度）152.0ha
4	大豆 飼料作物 そば なたね 麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦） ※二毛作のみ	二毛作助成	二毛作の導入面積（ha）	（令和５年度）3.4ha	（令和６年度）4.0ha （令和７年度）4.5ha （令和８年度）5.0ha
5	地域振興作物 （別添４のとおり） ※基幹作のみ	地域振興作物助成	・地域振興作物作付面積（ha）	（令和５年度）7.4ha	（令和６年度）8.8ha （令和７年度）9.0ha （令和８年度）9.2ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:常陸大宮市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	飼料用米・WCS用稲の生産性向上等の取組への助成	1	4,000	飼料用米、WCS用稲	多収品種の導入、WCS用稲専用品種の導入等
2	新市場開拓用米・米粉用米の生産性向上等の取組への助成	1	2,000	新市場開拓用米、米粉用米	多収品種の導入、コスト低減の取組等
3	新規需要米団地加算	1	1,000	飼料用米、WCS用稲	当協議会が定める「新規需要米推進地区」において作付
4	二毛作助成	2	4,000	大豆、飼料作物、そば、なたね、麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)	「対象作物と主食用米」及び「対象作物と対象作物」の二毛作の取組
5	地域振興作物助成	1	5,000	地域振興作物 (別添4のとおり)	別添4「地域振興作物」を収穫し、販売する取組

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

飼料用米・WCS用稲の生産性向上等の取組に係る取組条件の詳細について

○経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。

○取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。

○取組の具体的内容は、すべての交付申請者が取り組むものとする。

○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。

○飼料用米・WCS用稲の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類等
WCS用稲専用品種の導入 (WCS用稲として取り組む場合のみ)		【稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル掲載品種】 うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきあやか	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、様式第4-1号等 ・新規需要米取組計画書
多収品種の導入		【需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙1の別表品種】 あきいいな、いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、垂細垂のかおり、知事特認品種(月の光、あきだわら、ちほみのり)	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、自家採種の種子であることのわかる書類
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	高密度播種育苗	・1箱当たりの播種量を増やし(250～300g程度)移植時の使用箱数を削減する。	・作業日誌 ・育苗時写真
	プール育苗	・簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	・作業日誌 ・育苗時写真
	堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 ※堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。 ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
	側条施肥	・田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真
	低成分肥料施肥	・土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
	流し込み施肥	・追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	・50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。 ・乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 ※成熟期の目安(例) あきたこまち:出穂後30～35日、コシヒカリ:出穂後35～40日	・作業日誌 ※慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。
	不耕起田植技術	・耕起、代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	可変施肥機の利用	・収量の安定を図るため、生育ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	ドローン等の活用による施肥・農薬散布	・農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	・作業日誌 ・作業写真
作業の効率化	フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票
	連坦化	・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
	共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用	・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細
組織的な取組	人・農地プランに掲げられた担い手(農地を集積していること)	・各地域における農業の担い手であること。 ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・営農計画書
	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)
組織的な取組	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿

別添2(新規需要米:新市場開拓用米・米粉用米)

新市場開拓用米・米粉用米の生産性向上等の取組に係る取組条件の詳細について

○経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。

○取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。

○取組の具体的内容は、すべての交付申請者が取り組むものとする。

○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。

○新市場開拓用米・米粉用米の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類等
新市場開拓用米多収品種の導入(ハイブリッド品種、又は、多収性である品種)		ハイブリッドとうごう1号、ハイブリッドとうごう2号、ハイブリッドとうごう3号、ハイブリッドとうごう4号、ほしじるし	・購入伝票 ・自家採種種子の場合は、自家採種の種子による取組内容が把握できる書類 ・営農計画書
米粉用米専用品種の導入		【需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙2別表品種】北瑞穂、ふくのこ、ミズホチカラ、笑みたわわ、垂細垂のかおり、ほしのこ、こなだもん、越のかおり、あみちゃんまい	・購入伝票 ・自家採種種子の場合は、自家採種の種子による取組内容が把握できる書類 ・営農計画書
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	高密度播種育苗	・1箱当たりの播種量を増やし(250～300g程度)移植時の使用箱数を削減する。	・作業日誌 ・育苗時写真
	プール育苗	・簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	・作業日誌 ・育苗時写真
	堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 ※堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイスカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
	側条施肥	・田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真
	低成分肥料施肥	・土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
	流し込み施肥	・追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	・50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。 ・乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 ※成熟期の目安(例) あぎたこまち:出穂後30～35日、コシヒカリ:出穂後35～40日	・作業日誌 ※慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。
	不耕起田植技術	・耕起、代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	可変施肥機の利用	・収量の安定を図るため、生育ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	ドローン等の活用による施肥・農薬散布	・農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票
作業の効率化	連坦化	・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
	共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用	・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細
	人・農地プランに掲げられた担い手(農地を集積していること)	・各地域における農業の担い手であること。 ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・営農計画書
組織的な取組	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿

地域振興作物(高収益作物)の助成対象作物及び助成単価

※同一ほ場で、同一年度内に同一作物を複数回栽培した場合は、基幹作として整理した1回のみを本助成の対象とする。

※同一ほ場で、同一年度内に複数の作物を栽培した場合は、基幹作として整理したひとつの作物のみを本助成の対象とする。

※助成対象作物は、令和6年産(令和6年4月1日～令和7年3月31日までに収穫した作物)とする。

ただし、生育期間に該当する作物である場合等、※印が記載されている作物については、要件を満たすことにより本助成の対象とする。

○野菜 (5,000 円/10a)

アスパラガス、里芋、きゅうり、トマト、なす、かぼちゃ、すいか、キャベツ類(キャベツ、グリーンボール含む)、ねぎ、大根、未成熟とうもろこし、しょうが、その他野菜(れんこん、せり、クレソン等湛水性野菜)

○花き・花木 (5,000 円/10a)

花き・花木全般、その他花き・花木

○果樹 (5,000 円/10a)

果樹全般、その他果樹

※令和6年度が生育期間に当たる場合には、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件とする。なお、助成対象期間については、生育期間の開始年度を含めて連続4年間までとする。注:生育期間の開始年度とは、新植・改植・品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした年度をいう。